

2023年3月1日付で「ICカード登録型 minapita ポイント還元サービス利用規約」を制定、並びに「minapita ポイントカード会員規約」「minapita JCBカード会員特約」「(PiTaPa) 会員特約 (JCBカード)」の一部を改定いたします。

詳細は以下のとおりです。

ICカード登録型 minapita ポイント還元サービス利用規約 (2023年3月1日制定)

(目的)

第1条 本規約は、南海電気鉄道株式会社（以下「当社」という）が、「minapita カード会員規約」および「minapita ポイントカード会員規約」に基づきカードの発行を受けた会員、「NAMBA MARUTTO アプリ」のポイントカード機能を使用するユーザー（以下「会員」という）に対して提供する「ICカード登録型 minapita ポイント還元サービス」（以下「本サービス」という）の内容を定めるものです。

(規約への同意)

第2条 会員は、本規約の定めに従って本サービスを利用しなければならず、本規約に同意しない限り本サービスを利用することはできません。

2 会員が未成年者である場合は、本サービスの利用にあたっては親権者等の法定代理人の同意を得たうえで行ったものとみなします。

(用語の定義)

第3条 本規約において使用する用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。

- (1) 「minapita ポイント」とは、「minapita ポイントサービス規定」等に従って当社が提供する minapita ポイントプログラムにより付与されるポイントをいいます。
- (2) 「ICカード」とは、別表1に定める IC 乗車券のことをいいます。
- (3) 「ID 番号」とは、IC カード1枚ごとに設定されている17桁の文字列のことをいいます。
- (4) 「マイページ」とは、「minapita ポイントマイページ利用規約」に基づき会員に対して当社がインターネット上で運営する minapita ポイントマイページのことをいいます。
- (5) 「利用月」とは、月初日から月末日までの1か月間のことをいいます。
- (6) 「加盟店」とは、本サービスを提供するにあたり当社が定めたポイント提携加盟店のことをいい、別表2に定めます。
- (7) 「当社線」とは、当社が経営する鉄道のことをいいます。

(利用登録)

第4条 会員は、本規約に同意のうえ、会員のマイページにおいて、会員本人が正規の手段によって交付を受け所持する IC カードの ID 番号をあらかじめ登録することで、本サービスの提供を受けることができます。

2 前項の登録の他、本サービスの利用に必要な端末、通信機器、ソフトウェア、電話利用契約およびインターネット接続契約等は、会員の責任と負担で準備するものとします。

3 会員は、マイページに2以上の ID 番号を登録することはできません。

4 会員は、別のマイページで登録中の ID 番号を重複して登録することはできません。

5 前項の定めにより登録できないときで、別の会員のマイページで行われている利用登録が会員の意図に反した第三者によるものであっても、当社が訂正するのが適切と判断した場合を除き、当社は利用登録の訂正等を行いません。

6 会員は、ICカードを他者に譲渡する場合または他者に貸与して使用させる場合は、本サービス上の所定手続きにより、本サービスの利用登録を解除しなければなりません。

7 会員が、ICカードを他者に譲渡または他者に貸与して使用させたことにより、当該他者との間で生じた問題に関して、当社および加盟店、IC乗車券の発行者は責を負わず、会員と当該他者との間で解決するものとします。

(登録の変更)

第5条 会員は、紛失、再発行、更新等理由の如何に関わらず使用するICカードのID番号が変更となる場合は、マイページにおいて、会員自らがID番号の登録を変更することで継続して本サービスの提供を受けることができます。

2 ID番号を変更しなかったことで、minapitaポイントが付与されない等、会員が何らかの損害を被ったとしても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はその責を一切負いません。

(登録の制限)

第6条 以下の各号とおり、同一利用月において、会員が登録、変更、削除できる回数には上限があります。

(1) ID番号が登録されていない状態で利用月を迎えた場合

当該利用月において、登録、変更、削除をあわせて3回まで行うことができます。

(2) ID番号が登録された状態で利用月を迎えた場合

当該利用月において、変更、削除、再登録をあわせて2回まで行うことができます。

2 当社は、会員が誤ったID番号を繰り返し登録しようとした場合、会員のマイページにおける利用登録手続きを制限することができます。

(登録の解除)

第7条 登録日(第5条に定める変更の日、また次項に定める継続意思表示を行った日を含む。)、ポイント付与対象となる最後の乗車日のいずれか遅い方の翌月初日から起算して12か月間、ポイント付与対象となる乗車がない場合、会員の利用登録は13か月目の末日をもって解除するものとします。

2 前項に関わらず、13か月目の中旬に当社から送信する電子メールに対して利用継続意思を示した会員の利用登録は解除されません。

3 会員は、マイページにおいて、自らの意思によりID番号の登録を解除することができます。

4 前三項によって利用登録を解除した場合、本サービスの提供を受けることができません。

5 会員が本規約に違反した場合、その他会員の登録状況が不相当または不審であると当社が判断した場合、当社はいかなる通知・催告を要せず登録を解除させることができるものとします。

(minapitaポイントの付与)

第8条 会員が、利用登録しているICカードを使用して入場及び出場とも自動改札機による改札を受け、当社線又は加盟店の対象線区を乗車した場合は、ウェブサイトで別に定める条件に基づきminapitaポイントを付与します。

2 窓口係員による改札を受ける等、ICカードを使用して自動改札機による改札を受けなかった場合の他、ウェブサイトで別に定める条件にあてはまるとき、その他当社のシステム上の都合により、minapitaポイントを付与しないことがあります。

3 前項の定めにより、minapitaポイントが付与されない場合であっても、当社又は加盟店に故意または重過

失がある場合を除き、当社はその責を一切負わないものとします。

4 第1項及び第2項の定めによって付与される minapita ポイントは、利用月の翌月 15 日に一括して付与します。

5 前項に関わらず、当社や加盟店の運営上の都合により、minapita ポイントの付与日を変更する場合があります。

(履歴の照会)

第9条 会員は、本サービスによって付与された minapita ポイントの履歴をマイページで照会することができます。

2 会員は、マイページへ利用登録していることを理由に、IC カードの利用状況を当社及び加盟店に照会することはできません。

(ポイントの訂正)

第10条 当社は、次の各号いずれかの場合に、会員が保有する minapita ポイントを訂正することができます。

- (1) 当社が誤って minapita ポイントを付与したとき
- (2) その他、当社が訂正するのが適切と判断したとき

(本サービスの制限又は停止)

第11条 当社及び加盟店は、本サービスの提供に必要なシステムの保守点検や障害等により、本サービスの提供を予告なく一時的に制限又は停止することがあります。

2 前項の制限又は停止に対し、当社及び加盟店はその責を負いません。

(規約・サービスの変更・改訂又は廃止)

第12条 当社は、本規約やサービスの内容を変更・改定又は廃止することができるものとします。この場合、会員に対し1か月以上前までに公表するものとします。効力発生日までに会員が登録の解除等手続きをとらなかった場合、会員は本規約やサービスの内容を変更・改定又は廃止に同意したものとします。

2 本サービス提供にかかる、minapita ポイントの有効性、minapita ポイント数、その他本サービスの内容に関して生じる疑義がある場合は、全て当社の判断に従うものとします。

(協議・管轄裁判所)

第13条 本サービスに関連して会員、当社及び加盟店、第三者との間で疑義、問題が生じた場合、都度誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

2 前項の協議によっても疑義、問題が解決しない場合、大阪地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

(準拠法)

第14条 本規約は日本国法に準じて解釈されるものとします。

2 本規約は、日本語の言語により作成されたものであり、それに基づき解釈されます。参考目的に他の言語へ翻訳されたものが作成される場合がありますが、本規約の定めと訳文との間に齟齬があった場合には、日本語での本規約を優先するものとします。

別表 1

IC 乗車券の名称	IC 乗車券の発行者名
PiTaPa (ピタパ)	㈱スルッと KANSAI
ICOCA (イコカ)	西日本旅客鉄道㈱

※PiTaPa 利用許諾済。「PiTaPa」は㈱スルッと KANSAI の登録商標です。

※ICOCA 利用許諾済。「ICOCA」は西日本旅客鉄道㈱の登録商標です。

※㈱スルッと KANSAI 及び西日本旅客鉄道㈱の都合により、予告なく PiTaPa や ICOCA が交換されることがあります。

※この許諾は、㈱スルッと KANSAI 及び西日本旅客鉄道株式会社が本サービスの内容・品質を保証するものではありません。

別表 2

ポイント提携加盟店	対象線区
泉北高速鉄道㈱	全線

以上

minapita ポイントカード会員規約 (2023 年 3 月 1 日改定)

改定前	改定後
<p>第 2 条 (会員資格)</p> <p>会員資格は、小学生以下を除く 12 歳以上の方で「minapita ポイントサービス規定」、「minapita ポイントマイページ利用規約」および本規約を承認のうえ、当社所定の手続きを行い、当社がカードの発行を認めた方 (以下「会員」という) とします。</p>	<p>第 2 条 (会員資格)</p> <p>会員資格は、6 歳以上の方 (小学校入学前を除く)で「minapita ポイントサービス規定」、「minapita ポイントマイページ利用規約」および本規約を承認のうえ、当社所定の手続きを行い、当社がカードの発行を認めた方 (以下「会員」という) とします。</p> <p>2. 小学生の方は、会員登録及び会員サービスの利用に際して法定代理人の同意が必要です。</p>

minapita JCB カード会員特約 (2023 年 3 月 1 日改定)

改定前	改定後
<p>第 3 条 (両社のサービス等の利用)</p> <p>1. 本カードのサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員は、両社が提供するサービス等を受ける場合は、各々の会員規約・規定・特約または各々が別途定める方法により利用できるものとします。</p> <p>(1) 南海電鉄が提供する minapita ポイントサービス等の付帯サービス。</p> <p>(2) 南海電鉄グループ企業および南海電鉄と提携する企業が提供する minapita カード会員特典および付帯サービス。</p>	<p>第 3 条 (両社のサービス等の利用)</p> <p>1. 本カードのサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員は、両社が提供するサービス等を受ける場合は、各々の会員規約・規定・特約または各々が別途定める方法により利用できるものとします。</p> <p>(1) 南海電鉄が提供する minapita ポイントサービス等の付帯サービス。</p> <p>(2) 南海電鉄グループ企業および南海電鉄と提携する企業が提供する minapita カード会員特典および付帯サービス。</p>

改定前	改定後
<p>(3)アプラスが提供するショッピングの利用および金融サービス機能ならびに付帯サービス。ただし、本カードでは「とっておきプレゼント」は利用できません。</p> <p>2. 会員は、サービス等の内容について問い合わせる場合は、両社のうち当該サービス等を提供する会社に連絡するものとします。</p> <p>第9条（特約の変更・承認）</p> <p>本特約が改定され、その改定内容が会員に通知または公表された後に、会員が本カードを利用したときには、会員はその改定を承認したものとみなします。</p>	<p>(3)アプラスが提供するショッピングの利用および金融サービス機能ならびに付帯サービス。ただし、本カードでは「アプラスポイント」は利用できません。</p> <p>2. 会員は、サービス等の内容について問い合わせる場合は、両社のうち当該サービス等を提供する会社に連絡するものとします。</p> <p>第9条（特約の変更）</p> <p>次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ効力発生日を定め、本特約を改定する旨、改定後の内容および効力発生時期を両社ホームページ等で公表するほか、必要があるときはその他の相当な方法により会員に周知したうえで、本特約を改定することができるものとします。</p> <p>①改定の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</p> <p>②改定の内容が本特約に係るカード利用の目的に反せず、改定の必要性、改定後の内容の相当性その他の改定に係る事情に照らし合理的なものであるとき。</p>

(PiTaPa) 会員特約（JCBカード）（2023年3月1日改定）

改定前	改定後
<p>第12条（特約の変更・承認）</p> <p>本特約が改定され、その改定内容が会員に通知または公表された後に、会員が本カードを利用したときには、会員はその改定を承認したものとみなします。</p>	<p>第12条（特約の変更）</p> <p>次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ効力発生日を定め、本特約を改定する旨、改定後の内容および効力発生時期を三社ホームページ等で公表するほか、必要があるときはその他の相当な方法により会員に周知したうえで、本特約を改定することができるものとします。</p> <p>①改定の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</p> <p>②改定の内容が本特約に係るカード利用の目的に反せず、改定の必要性、改定後の内容の相当性その他の改定に係る事情に照らし合理的なものであるとき。</p>